

答申第54号

答 申

1 審査会の結論

平成29年2月6日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が同月20日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経緯及び趣旨

(1) 審査請求人は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年2月6日付けで次のとおり開示請求を行った。

平成28年1月26日認知症サポーター養成講座に参加した人の氏名、生年月日、住所のわかる文書

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

1/26開催分 認知症サポーター養成講座名簿

(3) 実施機関は、本件公文書について、公文書の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、平成29年2月20日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

個人の氏名、フリガナ、住所及び連絡先は、条例第7条第2号（個人情報）に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。

生年月日のわかる文書は、作成及び取得しておらず存在しない。

(4) 審査請求人は、平成29年4月6日付け（消印の日付）で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の理由

認知症サポーター養成講座はネットで検索すれば個人情報が閲覧できるのであるから、文書で開示しても問題はない。

4 実施機関の不開示理由説明

個人の氏名、フリガナ、住所及び連絡先は、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第7条第2号の定める個人情報に該当する。

本件公文書に係る個人情報は、本市が当該講座のために、独自に収集して

いるものである。その収集の目的は、講座の中止及び変更を連絡する準備並びに出席確認のためであり、その範囲でのみ各個人から情報収集の承諾を得ている。そのため、当市ではこれら情報をインターネット上で公表していないし、インターネット上で検索してもこれら個人情報を閲覧できない。

5 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、不開示とした内容がインターネット上で公開されているか否かについて争っていることから、当審査会は、条例第7条第2号ただし書アの該当性について検討する。

条例第7条第2号ただし書アでは、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する場合においては、個人に関する情報であっても不開示情報には当たらないと規定しているものである。

審査請求人は、本件公文書において不開示とした情報はインターネット上で公開されていると主張するが、そのような事実は認められず、当該情報は今後公開を予定しているものでもないことから、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 4月10日	諮問書の受付（郵送による）
平成29年 7月13日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成29年 9月15日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	高 橋 秀 治
委 員	石 田 美 穂